

2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁は、冬季加算の削除及び平成〇〇年〇月の就労収入見込額を認定することから、同年〇月分の保護費を7万9千790円とする本件処分1を行い、同年〇月分の就労収入額の認定により生じた37円を収入充当して同年〇月分の保護費を7万9千753円とする本件処分2を行った。

(2) 審査請求人は、〇〇〇〇〇〇〇〇の職員が見せた資料には通勤に係る実費の額を認定することと書いてあり、本件処分1及び本件処分2を取り消すこと、また、移送費の支給を求める旨主張する。

(3) しかしながら、本件処分1については、処分庁は、審査請求人の平成〇〇年〇月の就労収入見込額を1万6千円とし、実費控除として交通費3千490円と基礎控除1万5千200円を差し引き、その結果収入はゼロとなり、同年〇月分の保護費を算出したのであり、その額に誤りはない。

本件処分2については、処分庁は、審査請求人の平成〇〇年〇月の実際の就労収入額が2万円となったため、実費控除として交通費4千363円と基礎控除1万5千600円を差し引いた37円について、同年〇月分の保護費から収入充当し、また減額調整される旨をあらかじめ通知した上で決定したものであり、その額に誤りもない。

(4) 勤労収入を得るための交通費は移送費の対象ではなく、審査請求人の通勤にかかった交通費は就労収入額から実費控除として差し引かれていることは明らかである。収入金額により基礎控除額が異なるため、実費控除としての交通費の補足額は異なるものの、実質的に、通勤に係る交通費の実費分は全額ではないとしても補足される仕組みとなっているものである。

第4 調査審議の経過

平成29年10月6日	諮問の受付
平成29年10月11日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：10月30日 口頭意見陳述申立期限：10月30日
平成29年10月20日	第1回審議
平成29年10月24日	審査請求人から口頭意見陳述申立書を受領
平成29年10月25日	第2回審議
平成29年11月29日	口頭意見陳述を実施、第3回審議
平成29年12月4日	審査請求人から主張書面を受領
平成29年12月20日	第4回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第12条は、「生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。
 - 一 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの
 - 二 移送」と定めている。
- (4) 法第8条の規定を受けて定められた「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）は、級地区分、年齢区分、世帯人員別等に区分した基準生活費を定めており、処分庁の級地区分は○級地—○とされ、審査請求人の居宅における生活扶助の額は79,790円であり、冬季加算については、保護の基準別表第1により、処分庁管内は○区とされ、○○月から○月まで認定するものとされている。
- (5) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3「(1)ア勤労（被用）収入」に次の定めがある。

「(ア) (略)

(イ) 勤労収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること。」
- (6) 次官通知第8の3「(4)勤労に伴う必要経費」に次の定めがある。

「(1)のアからウまでに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。(以下略)」とされており、別表において、収入金額別区分が1万5千200円以上1万8千999円以下の場合は1万5千200円が、1万9千円以上2万2千999円以下の場合は1万5千600円が基礎控除額とされている。
- (7) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発

第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の2の(7)アにおいて、次の定めがある。

「移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行なうこととし、移送費の範囲は、(中略)必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすること。(以下略)

(ア)ー(ソ)(略)」

(8)局長通知第10の2(8)に次の定めがある。

「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、(中略)当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。(この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。)」

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(審理員意見書、事件記録等)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 審査請求人が、平成〇〇年〇月〇日付けで処分庁に提出した就労状況申告書によれば、同月〇日から〇〇〇〇〇〇の週2日、パート形態で就労し、収入見込額は1万6千円であることが認められる。
- (2) ケース記録票によれば、平成〇〇年〇月〇日、(会社から)交通費が支給されず、経費を確認するため回数券を使用するよう、〇〇〇〇〇〇〇〇の担当者から審査請求人に対して指導がなされたことが認められる。
- (3) 平成〇〇年〇月〇〇日、審査請求人は、同年〇月分の就労収入は2万円、働いた日数は10日である旨の収入申告書を処分庁に提出した
- (4) 平成〇〇年〇月〇〇日、処分庁は、審査請求人に対し、「冬季加算の削除〇月の就労収入見込額を認定します。」との理由により、同年〇月〇日から生活保護費を変更する決定を行い通知した。(本件処分1)
- (5) 平成〇〇年〇月〇日、ケース記録票によれば、審査請求人の同年〇月の見込収入額は1万6千円、見込実費控除額は3千490円としていたが、収入申告書及び給与明細書の提出に基づき、認定額は2万円、実費控除額は4千363円として計算した結果、37円の返還金が生じたため同年〇月分の保護費にて減額調整を行うこととしたことが認められる。また、同日付の通知書に「1理由 〇月分の就労収入額の認定を行えば生ずること

となる返納額を算定します。2 扶助額（月額） 収入充当額 37円 支給額 79,753円、上記変更決定を行ったとすれば生じることとなる返納額 37円については、○月分保護費から1回で収入充当（減額調整）します。」と記載されていることが認められる。

- (6) 平成○○年○月○○日、処分庁は、審査請求人に対し、「就労収入に基づき変更決定を行えば生じることとなる○月分の返納額 37円を○月に収入充当します。」との理由により、同年○月分の生活保護費を変更する決定を行い通知した。（本件処分2）

3 判断

上記1及び2に基づき、本件処分1について見ると、処分庁は、審査請求人の平成○○年○月の就労見込額を1万6千円とし、実費控除として交通費 3千490円と基礎控除1万5千200円を差し引き、その結果収入はゼロとなり、同年○月分の保護費を算出したものであり、その額に誤りはない。

また、本件処分2について見ると、処分庁は、審査請求人の平成○○年○月の実際の就労収入額が2万円となったため、実費控除として交通費 4千363円と基礎控除1万5千600円を差し引いた37円について、同年○月分の保護費から収入充当及び減額調整される旨をあらかじめ通知した上で決定したものであり、保護費の算出額にも誤りはない。

なお、上記1（3）及び（7）によれば、勤労収入を得るための交通費は、移送費の対象とはされておらず、勤労収入を得るための必要経費としてその実費が保護費を算出する際に収入から控除されることとなっている。

よって、本件処分1及び本件処分2に違法又は不当な点はなく、したがって、本件審査請求は棄却すべきである。

第6 付言

審査請求人は、本件処分1及び本件処分2とは別に、処分庁に回数券を利用するよう指示されたとして、この点についても不服を述べている。当該指示に対する不服それ自体は本件審査請求の対象外であるが、この点に関して以下、付言する。

勤労収入を得るための交通費等の実費控除の仕組みは、保護受給者にとって分かりにくいところがある。それゆえ、処分庁は、回数券を利用した場合でも不利益が生じるものではないという点も含め、実費控除の仕組みについて、審査請求人の正確な理解を得られるよう、通知文書等における表現を工夫するとともに、口頭で十分に説明することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長）曾和 俊文

委員 中川 元

委員 前田 雅子